

報告第2号

専決処分報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和2年6月9日提出

沼田市長 横山公一

第2号

専 決 処 分 書

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部  
を改正する条例について

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を別紙の  
とおり改正する。

上記、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分  
する。

令和2年3月31日

沼田市長 横山公一

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部  
を改正する条例

沼田市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成28年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和2年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。